

「放送用周波数使用計画の一部変更案」に対し提出された意見と総務省の考え方

【意見募集期間：平成22年1月28日(木)～平成22年3月1日(月)】

No.	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>秋田デジタル親局の周波数変更を含む本事業に賛成する。 周波数変更の実施に当たっては、当該放送事業者の意見を尊重し、免許手続や実務作業が円滑に進むようにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【(社)日本民間放送連盟】</p>	<p>本件の変更案を支持するご意見として承ります。</p>
2	<p>想定外のラジオダクト現象の混信被害地域における早期解決の送信対策として、他地域に混信を与えずコストミナムならば、受信者保護の立場から秋田のデジタル局チャンネル変更は止むを得ない対策と考えます。 また、秋田のデジタル局に限らず他混信地域においても、混信対策の補間波設備や補間局建設等の送信対策費用を全額助成するスキームの検討を御願います。</p> <p style="text-align: right;">【北陸朝日放送(株)】</p>	
3	<p>本意見募集の放送用周波数の再編(縮小)に伴う放送用周波数使用計画の変更には基本的に賛同いたします。 ただし、52チャンネル以下の放送用周波数は、現状、アナログ放送とデジタル放送が同じ周波数帯域でサイマル利用していますが、アナログ放送停波後はアナログ放送の周波数は空き周波数となること、及び、アナログ放送は干渉問題で隣接チャンネルを利用出来ないという制限がありました。技術等の進歩によりデジタル放送にはその制約がなくなるにより、更なる放送帯域の縮小の可能性があると考えます。 従って、52チャンネル以下の放送用周波数は、更に周波数幅の縮小を検討した上で放送用周波数使用計画の変更を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクBB(株)】</p>	
4	<p>この度の放送用周波数使用計画の変更について基本的に賛成します。 (1)のUHFハイチャンネルのリバックにおいてはリバック先のチャンネルによって他地域へ影響が出ないよう配慮をお願いします。 (2)について他地域の電波がラジオダクト等により到達し地元の放送が視聴できなくなるというのは解決が必須な事例だと思います。今回発表されました秋田の件は全国的にみても酷い障害状況にあると言え、地元波が復調不可にまで追いやられるほどとなると事態は非常に深刻です。 しかしこのような重度の受信障害までは至らないものの、他地域の電波によってCN比が低下するといった障害は全国に山積しており、混信障害と認定する基準を今以上に引き下げる事が必要ではないかと思えます。多少の混信はエラー補正によって問題なく視聴可能であるというデジタル放送のメリットを生かして異なる地域間で同一物理チャンネルを使用している事例が多々見られますが見直すべきです。特に、地球温暖化の影響による気温上昇によって海越えの電波は異状伝播を引き起こします。そのまま放置すれば気温上昇で事態は深刻化し、予期せぬ混信障害を招きます。気候変化などに対するマージンをしっかりと取った伝播シミュレーションを行い、なおかつ他地域の電波が届いても問題ないようチャンネル再編をすべきです。少なくとも他地域の電波が復調可能なほどの電界強度で到達(他地域波のみ発射されている状態で評価)している場合はチャンネル変更に値する事例ではないでしょうか。目に見えない混信障害を放置するのはいかげなものであるかと思えますので早急に対策が望まれる所であります。折角デジタル混信対策で中継局・親局のチャンネル変更に対する助成制度ができたにもかかわらず、全国的に見てもほとんど活用されておらず、意味を成していません。ぜひとも2011年以降のチャンネル再編について議論を深めていただきたいと思います。 また、混信障害調査の業務を公募されていますがアナログ放送終了まであと1年半と迫った今やる事とは到底思えません。混信調査地点ももう少し地点を増やしていくべきであり、測定データについても公表すべきです。内容も具体的にどの放送局の何中継(親)局と思われる電波との混信なのかも記載すべきです。フェージング混信調査においても期間が余りにも短く、状況を正確に把握するのは難しいのではないのでしょうか。(特に猛暑日の続くような異常気象時のデータが不足)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本件の変更案を支持するご意見として承ります。 意見募集の対象外のご意見については、参考とさせていただきます。</p>
5	<p>秋田のデジタル局(秋田県)に係る変更について 私は富山県に在住し、石川県のデジタル放送の区域外波を受信しています。秋田・新潟の同一ch混信が従前より表面化していますが、石川・新潟においても同様にダクトによる同一ch混信が発生しています。 従前のアナログ放送より、湾曲した日本海側特有の現象として北陸地区ではこのような現象が発生していました。またアナログ放送において、富山県内では石川波及び新潟波を視聴する習慣がありましたが、デジタル放送においてはこのDD混信により視聴できない事態が、アンテナ受信及びCATVによる区域外再送信の受信にいずれにおいても頻りに発生しています。 また、これは石川波放送エリア(SFN中継局エリアを含む)のうち、能登半島のような新潟方向からの妨害波伝搬路のほぼ全てが海上伝搬となる地区においても、富山県内同様の影響が発生しているものと推測されます。 新潟・秋田のDD混信問題においては秋田を変更することが計画されていますが、秋田・新潟・石川の3県における同一ch混信問題を抜本的に解消するためには新潟を変更することが望ましく、北陸地区における電波行政全体において費用対効果があり、公共の福祉を増進するものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>石川県に設置されている放送局は、石川県内を放送対象地域にしているものですのでご理解をよろしく願います。 秋田のデジタル局(秋田県)の変更については、新潟・秋田の混信対策のために技術的・経費的な観点でチャンネルなどを変更するものです。 意見募集の対象外である石川県における混信問題に係るご意見については、参考とさせていただきます。</p>